

## 内灘町 AI チャットボットサービス導入業務に関するプロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領は「内灘町 AI チャットボットサービス導入業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2 事業概要

- (1) 業務名 内灘町 AI チャットボットサービス導入業務
- (2) 業務内容 別紙「内灘町 AI チャットボットサービス導入業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
- ・ 初期構築  
契約締結の日から令和 4 年 12 月 31 日まで
  - ・ サービス利用、運用保守  
令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- ※上記の期間以降も、AI チャットボットサービスの利用について、本件の受託事業者と随意契約を締結する予定がある。ただし、次年度以降については、各年度の予算が町議会での議決を経ることが契約締結の条件となる。
- (4) 見積限度額 1,430,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  
(内訳)
- ・ 初期構築  
1,100,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
  - ・ サービス利用、運用保守  
月額 110,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）×3 ヶ月
- ※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すためのものであることに留意すること。なお、見積価格が見積限度額（内訳額を含む）を超過している場合は失格とする。

### 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (4) 内灘町暴力団排除条例（平成 24 年内灘町条例第 1 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (5) 過去 5 年以内に他の地方公共団体に対し、住民向け複数分野を対象とした AI チャットボットサービスを導入した実績を有していること。

#### 4 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 4 年 7 月 6 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）とする。なお、本町は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。
- (3) 提出書類 様式 1「参加表明書」 1 部

#### 5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、様式 2「質問書」にて行うものとする。

- (1) 受付期間 令和 4 年 7 月 8 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 メール又は F A X にて下記「問い合わせ先」まで提出すること。
- (3) 回答日 令和 4 年 7 月 14 日（木）【予定】
- (4) 回答方法 全ての質問をとりまとめ、参加表明書を提出した者全員にメールで回答する。

#### 6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 4 年 7 月 21 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）とする。なお、本町は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。
- (3) 提出書類 下表のとおり

提出書類	形式	部数	備考
① 企画提案書（仕様を全て満たすこと） ・ 企画提案の内容 ・ 業務実施スケジュール ・ 経費の概算見積書（内訳含む）	A 3 又は A 4	8 部	任意様式
② 登記簿謄本（法人の場合のみ）【写可】	A 4	1 部	証明日が 3 ヶ月以内のもの
③ 納税証明書【写可】 ・ 国税（個人の場合「その 3 の 2」） （法人の場合「その 3 の 3」）	A 4	1 部	証明日が 3 ヶ月以内のもの

・町税（※課税がない場合は不要）			
④ 印鑑証明書【写可】	A 4	1 部	証明日が3ヶ月以内のもの
⑤ 参考資料（組織概要、過去の実績等）	A 4	8 部	任意様式

- (4) 提出先 下記「問い合わせ先」に同じ。
- (5) 留意事項
- ① 一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。
  - ② 本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。
  - ③ 提出された書類は、一切返却しないこととする。
  - ④ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
  - ⑤ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
  - ⑥ 書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

## 7 事業者の選定方法

### (1) 審査委員会

事業者の選定は、庁内で組織する内灘町 AI チャットボットサービス導入業務に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

### (2) 選定方法

審査委員会の委員が、別表の審査基準に基づき、参加者より提出された企画提案書等を審査・採点するものとし、プレゼンテーションは実施しないものとする。

合計得点が最も高い参加者を本業務の優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点の者が複数ある場合は、見積価格が安価な者を選定するものとし、同額により選定できない場合は、審査委員会の協議により1者を選定するものとする。また、同様の方法により、次点事業者も併せて選定するものとする。

### (3) 審査結果の通知

審査結果通知は、別途、参加者の代表者（担当者）宛書類にて通知する。なお、審査内容及び各参加者の企画提案内容、見積価格等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

## 8 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、内灘町財務規則に基づいて契約を締結するものとする。（優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。）

## 9 主なスケジュール

参加表明書の提出期限	令和4年7月6日(水)午後5時まで
質問の受付期限	令和4年7月8日(金)午後5時まで
質問への回答	令和4年7月14日(木)【予定】
企画提案書等の提出期限	令和4年7月21日(木)午後5時まで
審査委員会	令和4年7月26日(火)【予定】
審査結果の通知	令和4年8月1日(月)【予定】

## 10 問い合わせ先

内灘町都市整備部企画課 (内灘町役場2階)

住 所 : 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学 1-2-1

電 話 : 076-286-6727

F A X : 076-286-6709

メール : kikaku@town.uchinada.lg.jp